

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

(3/25)

主要工程		▽解列 RCS降温										燃料取出			燃料装荷			起動試験			起動前弁点検			▽並列								
RCS水位		R/V開放										R/V開放			R/V組立			R/V組立			RCS漏えい検査			起動試験			調整運転					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	3		
			<p>面的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の余熱除去が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること(許面的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容) 	関連設備																												
第4.0条 1次冷却系		モード5-2	<ul style="list-style-type: none"> 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系(余熱除去系が動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認) 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中(1次冷却材ポンプによる1次冷却系空抜きを行う場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容。 ポンプの切替を行う場合は、a,b,cの全てを満足させることを条件に15分に限り全ての余熱除去ポンプを停止することを許容。 a. 炉心出口温度が飽和温度より5.0℃以下下回るように維持されていること。 b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。 余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の水張りを行っている場合は余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) 	余熱除去系統 ・1次冷却材系統																												
第4.1条 1次冷却系		モード6-2	<ul style="list-style-type: none"> 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系(余熱除去系が動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認) 1系統以上運転中(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に8時間あたり1時間に限り余熱除去ポンプを停止することを許容) 1次冷却材温度65℃以下 	余熱除去系統 ・1次冷却材系統																												
第4.2条 1次冷却系		モード6-1	<ul style="list-style-type: none"> 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系(余熱除去系が動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認) 2系統動作可能であり、そのうち1系統以上運転中(キャビティ水張りおよび水抜きを行っていない場合は余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) 1次冷却材温度65℃以下 	余熱除去系統 ・1次冷却材系統																												
第6.7条 主蒸気安全弁		モード3(原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 	主蒸気安全弁																												

定期事業者検査時の安全管理の計画

(6/25)

主要工程		V線別 RCS 低温	燃料取出	燃料装荷	起動試験	起動前弁点検	V並列											
		R/V開放	R/V組立	1次系ポンプ他点検	R/V組立	RCS漏えい検査	調整運転											
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミニレベル RCS 全プロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	4	5-1	4	3	
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	第 47 条 1 次冷却材漏えい率	モード 3、4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次冷却材圧力が以下であることを条件に 1 基毎に隔離解除を許容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される未確認の漏えい率：0.2m³/h 以下 (炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなす) ・ 原子炉格納容器サンプ水位計によって測定される原子炉冷却材圧バウナダリ以外からの漏えい率：2.3m³/h 以下 ・ 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次冷却材系統 ・ 原子炉格納容器サンプ水位計 ・ 炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	第 48 条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード 3、4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・ 蒸気発生器細管漏えい監視装置 (蒸気発生器プロダウナ水モニタ) が動作可能 (アラーム状態により監視ができない場合、洗浄中を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器細管 ・ 蒸気発生器プロダウナ水モニタ 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	第 49 条 余熱除去系への漏えい監視	モード 3、4 (余熱除去系隔離弁が閉じている場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと (余熱除去系の逃がし弁が動作していないこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱除去系隔離弁 ・ 余熱除去系逃がし弁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余熱除去系隔離弁 ・ 余熱除去系逃がし弁 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第 34 条 計測および制御設備 (原子炉保護系統計装)	モード 3、4、5 (原子炉トリップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉保護系統論理回路：4 系統 ・ 手動原子炉トリップ：2 チャンネル ・ 中性子源領域中性子東高：2 チャンネル (「中間領域中性子東高」2 チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2 チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域炉停止時中性子東高」の監視を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 チャンネルをバイパスすることを許容) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉保護系統計装 ・ 左記信号検出、伝送ライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉保護系統計装 ・ 左記信号検出、伝送ライン 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第 34 条 計測および制御設備 (工学的安全施設等作動計装)	モード 3、4、5 (原子炉トリップ遮断器が開放されている場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中性子源領域中性子東高：1 チャンネル (監視機能のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (非常用炉心冷却系) 手動起動：2 チャンネル ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (原子炉格納容器スプレイ系 - 原子炉格納容器隔離 B) 系作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 A 作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (原子炉格納容器隔離 A、格納容器換気空調隔離、手動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系作動計装 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 A 作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 B 作動計装 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	モード 6 (原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中性子源領域中性子東高：1 チャンネル (監視機能のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (非常用炉心冷却系) 手動起動：2 チャンネル ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (原子炉格納容器スプレイ系 - 原子炉格納容器隔離 B) 系作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 A 作動論理回路：2 系統^{※1} ・ (原子炉格納容器隔離 A、格納容器換気空調隔離、手動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用炉心冷却系作動計装 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 A 作動計装 ・ 原子炉格納容器隔離 B 作動計装 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	

定期事業者検査時の安全管理の計画

(7/25)

主要工程		燃料取出 燃料装荷 起動試験 起動前弁点検 起動試験 調整運転																			
RCS水位		▽解列 RCS降温 R/V開放 R/V閉鎖 1次系ポンプ他点検 R/V組立 RCS漏えい検査																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	3		
			<p>起動：2チャンネル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用炉心冷却系作動 ・原子炉格納容器隔離B作動論理回路：2系統※1 ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路：2系統※1 ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離) 原子炉格納容器隔離A ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離) 非常用高圧母線低電圧：1母線あたり3チャンネル ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用炉心冷却系作動 ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用高圧母線低電圧：1系統※1 ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用高圧母線低電圧：1系統※1 <p>※1：原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間以内1系統がバイパスできる。(本表において同じ)</p>	<p>動計装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動計装 ・原子炉格納容器隔離Aによる隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン 																	
		モード3	<p>・(非常用炉心冷却系) 原子炉格納容器圧力高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)</p> <p>・(原子炉格納容器スプレイス系・原子炉格納容器隔離B) 原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離作動論理回路：2系統※1 ・(主蒸気ライン隔離) 手動起動：2チャンネル ・(主蒸気ライン隔離) 原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力減少異常：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン 																
		モード3 (全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)			<ul style="list-style-type: none"> ・給水隔離作動論理回路：2系統※1 ・(給水隔離) 蒸気発生器水位異常高：1基あたり4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(給水隔離) 非常用炉心冷却系作動 ・(給水隔離) 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致：[1次冷却材平均温度低：4チャンネル(残り 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン 															

定期事業者検査時の安全管理の計画

(9/25)

主要工程		▽並列 RCS降温										燃料取出			燃料装荷			起動試験			起動前弁点検			▽並列				
RCS水位		R/V開放										R/V開放			R/V組立			RCS漏えい検査			調整運転							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	6-1	5-1	5-2	6-1	5-1	5-2	6-1	5-1	4	5-1	4	3		
第80条 ディーゼル発電機	モード5、6およびモード外	時間(適用しない) ・ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・ディーゼル発電機2基が動作可能であること(ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。ディーゼル発電機の潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能ない、複数の号炉で共用することができる)1基を含めることができる) ・上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタック貯油量(保有油量):0.95m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない) ・燃料貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量(燃料貯蔵タンクの油量(保有油量)128m ³ 以上を含む。):297m ³ 以上※2 ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量):5.5m ³ 以上※2 ・所要のディーゼル発電機の起動空気ため圧力:2.50Mpa(gage)以上※2	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機(運用を開始するまでは、所要の電力供給可能な、他の号炉の移動式発電装置を非常用発電機とみなす) ・燃料油サービスタック																									
第81条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および稀動用空気	モード3、4、5、6およびモード外	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・非常用直流通電システム(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) ・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流通電系統に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機起動空気ため																									
第82条 非常用直流通電	モード3、4	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・非常用直流通電システム(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) ・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流通電系統に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・非常用直流通電充電器 ・非常用直流通電蓄電池																									
第83条 非常用直流通電	モード5、6および照射済燃料移動中	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流通電系統に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・非常用直流通電充電器 ・非常用直流通電蓄電池																									
第84条 所内非常用母線	モード3、4	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・所要の設備の維持に必要な非常用直流通電系統に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)(蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認)および充電器(充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能)が動作可能) 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・非常用直流通電充電器 ・非常用直流通電蓄電池																									

定期事業者検査時の安全管理の計画

(12/25)

主要工程		▽機列 RCS 機温										燃料取出			燃料装荷			起動試験			▽並列		
		R/V開放		1次系ポンプ他点検		R/V組立		RCS漏えい検査		起動試験		起動前弁点検		起動試験		調整運転							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3					
RCS 水位		キャビティ満水 RCS 満水 ミニレベル RCS 全ブロー																					
第90条 (表90-4-3) 代替炉心注水-B充てん ポンプ(自己冷却)による 代替炉心注水-	モード3、4、5および6	材圧力 6.89MPa [gage] を越える場合) ・ 蓄圧タンク出口弁全開(手動での開弁および閉弁ができること) ・ モード3 (1次冷却材圧力 6.89MPa [gage] 以下の場合)、4、5および6において圧力が 1.0MPa [gage] 以上であること。 ・ 蓄圧タンク4基(モード3 (1次冷却材圧力 6.89MPa [gage] 以下の場合)、4、5および6)において(は3基)以下の場合) ・ B充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること、または運転中であること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B充てんポンプ(自己冷却)1台 ・ 燃料取替用水ピット ・ 復水ピット ・ 空冷式非常用発電装置 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー 																				
第90条 (表90-4-4) 代替炉心注水-A格納容 器スプレポンプ(RHRS -CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水-	モード3、4、5および6	・ A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)1台 ・ 燃料取替用水ピット 																				
第90条 (表90-4-5) 代替炉心注水-可搬式 代替低圧注水ポンプによ る代替炉心注水-	モード3、4、5および6	・ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式代替低圧注水ポンプ(可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車含む) 1台 × 2 ・ 送水車 1台 × 2 ・ 仮設組立式水櫃 1台 × 2 ・ 軽油ドラム缶 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー 																				
第90条 (表90-4-6) 代替再循環	モード3、4、5および6	・ A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること) ・ B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む) できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)1台 ・ A格納容器スプレポンプ冷却器1基 ・ A格納容器スプレポンプ再循環タンク側格納容器入口隔離弁 1台 ・ 格納容器再循環タンク2基 ・ 格納容器再循環タンクスクリーン 2基 ・ B高圧注入ポンプ(海水冷却) 1台 ・ 大容量ポンプ ・ 空冷式非常用発電装置 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク 																				

定期事業者検査時の安全管理の計画

(16/25)

主要工程		▽機別 RCS 機温										燃料装置			燃料取出			起動試験			▽並列			
		R/V開放										1次系ポンプ他点検			R/V組立			RCS漏えい検査			調整運転			
RCS 水位	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3				
	第90条 (表90-12-4)	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット温度 (AM) 用 2 個 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む) 2 個 (使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は 1 個) 可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 2 個 軽油ドラム缶による燃料補給設備: 20, 214 リットル以上 (3号炉および4号炉の合計) 	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリー 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	第90条 (表90-13-1)	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプおよび放水砲による放水系 1 系統 (大容量ポンプ 3 台 (予備機 1 台含む)、放水砲 3 台 (予備機 1 台含む) および泡混合器 1 台) 動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ (放水砲用) 3 台 (2台稼働で3号炉と4号炉両方同時に放水できる容量、3号炉及び4号炉合計所要数) 放水砲 3 台 (3号炉及び4号炉合計所要数) 泡混合器 1 台 (3号炉及び4号炉合計所要数) 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第90条 (表90-13-2)	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> シルトフェンス: 2組 (3号炉及び4号炉合計所要数) 取水設備: <ul style="list-style-type: none"> 高さ約 7m/幅約 35m (幅約 20m/本を 1 本、幅 15m/本を 1 本で1組として2組) 高さ約 7m/幅約 10m (幅約 10m/本を 1 本で1組として2組) 放水設備 <ul style="list-style-type: none"> 高さ約 12m/幅約 5.4m (幅約 5.4m/本を 2 本で1組として2組) 高さ約 12m/幅約 5.8m (幅約 5.8m/本を 2 本で1組として2組) 	<ul style="list-style-type: none"> シルトフェンス 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第90条 (表90-14-1)	モード3、4、5および6	海水を用いた復水ピットへの補給	<ul style="list-style-type: none"> 海水を用いた復水ピットへの補給系 2 系統動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> 送水車 1 台 × 2 軽油ドラム缶 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第90条 (表90-14-2)	モード3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水ピット	<ul style="list-style-type: none"> ほう素濃度: 2,800ppm 以上であること ほう酸水量 (有効水量): 1,800m³ 以上であること (原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第90条に定める水濁および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水ピット水位を回復するまでの期間をいう) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第90条 (表90-14-3)	モード3、4、5および6		<ul style="list-style-type: none"> 1,005m³ 以上であること 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 復水ピット 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×